

# 青森県報

第四千十八号

平成二十七年  
七月八日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

道路の区域の変更	……………	(道路課)	…一
道路の供用の開始	……………	(同)	…二
公告	……………	(商工政策課)	…二
大規模小売店舗の変更の届出	……………	(同)	…三
右 同	……………	(港湾空港課)	…四
液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札	……………	(同)	…六
粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札	……………	(同)	…六
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	……………	(教育庁)	…八
		(学校施設課)	…八

選挙管理委員会

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	三九四号	前	後	前	後		
2	県道	上野十和田線	前	後	前	後		

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部  
訂正……………(事務局) ……八

### 人事委員会

人事委員会規則一四一(委託地方公共団体の職員に係る  
管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…(職員課) ……九

## 告示

青森県告示第四百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり  
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年八月七日まで青森県県土整備部  
道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年八月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三九四号	上北郡東北町字外姥沢北久保七四の二から上北郡東北町字外姥沢西平四〇の三まで	平成二七・七・八
県道上野十和田線	上北郡東北町大字上野字新堤向六一の六八から上北郡東北町大字上野字山添五の四まで	"
県道水喰上北町停車場線	上北郡東北町字日影林ノ上山八五七の四から上北郡東北町字和山平三の一五まで	"

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

浪岡ショッピングセンター

青森市浪岡大字浪岡字松島一五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の二 代表取締役 村井正平	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の 二五 代表取締役 内田和明	平成 二七・七・六
イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の二 代表取締役 大門淳	DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条 二丁目一 の二 代表取締役 石黒靖規	二七・三・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の 二五 代表取締役 勝浦二郎	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の 二五 代表取締役 内田和明	平成 二七・七・六
ホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条 二丁目一 の四 代表取締役 柴田憲次	DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条 二丁目一 の二 代表取締役 石黒靖規	二七・三・一 (名称) 二七・六・五 (住所) 二七・三・一 (代表者 の氏名)
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一 四 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一 四 代表取締役 矢野博文	二七・六・三

花ドーム株式会社 秋田県大館市字太田面四一四の四 代表取締役 虹川貞久	成田書店 弘前市土手町二四の一 成田孝之	三三・二・一五
	株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一の 代表取締役 山田昇	二四・四・二七
		三三・二・三三

四 届出年月日

平成二十七年六月二十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十七年七月八日から同年十一月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年十一月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸城下ショッピングセンター

八戸市城下二丁目一の六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 村井正平	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	変更年月日	平成二五・五・二六
変更前	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 大門淳	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	変更年月日	平成二五・五・二六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 勝浦二郎	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	変更年月日	平成二五・五・二六
変更前	株式会社キタムラ 高知県高知市本町四丁目一の六 代表取締役 武川泉	変更後	株式会社キタムラ 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目四の一 代表取締役 浜田宏幸	変更年月日	三三・一・一

株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文
株式会社ジーフット 愛知県名古屋千草区今池三丁目 四の一〇 代表取締役 服部博幸	株式会社ジーフット 愛知県名古屋千草区今池三丁目 四の一〇 代表取締役 神谷和秀	株式会社ジーフット 愛知県名古屋千草区今池三丁目 四の一〇 代表取締役 神谷和秀	株式会社ジーフット 愛知県名古屋千草区今池三丁目 四の一〇 代表取締役 神谷和秀
株式会社書林 東京都板橋区東坂下一丁目三の一 代表取締役 加来正純	アビリティーズジャスコ株式会社 宮城県仙台市青葉区中央三丁目三 の三 代表取締役 新穂誠一	アビリティーズジャスコ株式会社 宮城県仙台市青葉区中央三丁目三 の三 代表取締役 新穂誠一	アビリティーズジャスコ株式会社 宮城県仙台市青葉区中央三丁目三 の三 代表取締役 新穂誠一
二四・二・二三	二四・二・二六	二六・五・三三	二七・六・三三

四 届出年月日

平成二十七年六月二十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年七月八日から同年十一月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年十一月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

液状凍結防止剤 二百九十キロリットル程度

二 納入期間

平成二十七年十一月五日から平成二十八年三月三十一日まで

三 納入場所

青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から

第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書を平成二十七年八月七日までに青森空港管理事務所長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七 七三九 二二二一

2 入札書の提出期限

平成二十七年八月十九日 午後五時十五分

3 入札の場所及び日時

(一) 場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(二) 日時

平成二十七年八月二十八日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者（五の定めにより、入札に参加する者に必要な資格を有すると確認された者に限る。以下同じ。）は、入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断した2の(二)の品質規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一キロリットル当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載せよ。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Fluid Anti-icer for runway

2 Delivery Period:

From November 5, 2015 to March 31, 2016

3 Time limit for tender:

5:15 P.M. August 19, 2015

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office

1-5 Kotani Otani

Aomori City, Aomori 030-0155

JAPAN

TEL 017-739-2121



粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

粒状凍結防止剤 百六十トン程度

二 納入期間

平成二十七年十一月五日から平成二十八年三月三十一日まで

三 納入場所

青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書を平成二十七年八月七日までに青森空港管理事務所長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市大字大谷字小谷一の一五  
青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七 七三九 二二二一

2 入札書の提出期限

平成二十七年八月十九日 午後五時十五分

3 入札の場所及び日時

(一) 場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(二) 日時

平成二十七年八月二十八日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、

売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者(五の定めにより、入札に参加する者に必要な資格を有すると確認された者に限る。以下同じ。)は、入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けな

ければならず、また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断した2の(二)の品質規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一トン当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
Solid Anti-icer for runway

2 Delivery Period:

From November 5, 2015 to March 31, 2016

3 Time limit for tender:

5:15 P.M. August 19, 2015

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office  
1-5 Kotani Otani

Aomori City, Aomori 030-0155  
 JAPAN  
 TEL 017-739-2121

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、政令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 青森県教育庁学校施設課  
 青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
 随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
 平成二十七年六月十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PCB処理事業所  
 北海道室蘭市仲町一四の七
- 六 契約金額  
 一億六千六百四万七千八百四十円
- 七 随意契約の理由  
 特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。  
 （政令第十条第一項第一号）
- 八 契約の相手方を決定した手続  
 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づきポリ

塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定められた、唯一当該処理を行うことができ  
 る者を契約の相手方としたものである。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

平成二十六年十一月二十八日青森県選挙管理委員会告示第六十七号（政治資金規正  
 法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十七年七月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成25年分(1)政党の支部のア統括表自由民主党青森  
 県第三選挙区支部の項中

51,390,835	51,270,835
10,186,103	10,186,103
41,204,732	41,084,732
43,549,066	43,549,066
3,100,000	3,100,000
15,314,645	15,194,645
5,420,000	5,420,000
23,834,645	23,714,645
23,834,645	23,714,645
360,000	360,000
17,000,000	17,000,000
10,087	10,087
16,136,597	16,136,597
257,123	257,123
1,432,789	1,432,789
373,222	373,222
18,199,731	18,199,731
583,557	583,557
406,710	406,710
501,795	501,795
501,795	501,795

を に訂正す。



23,638,243	23,638,243
219,030	219,030
25,349,335	25,349,335
5,000,000	5,000,000

政治団体の収支報告書の要旨の平成25年分(1)政党の支部の(ア)統括表日本共産党下北

地区委員会の項中

9,966,329	9,372,785
1,104,303	1,104,303
8,862,026	8,268,482
6,937,588	6,937,588
1,221,324	627,780
1,890	1,890
2,898,867	2,898,867
2,898,867	2,898,867
2,898,867	2,898,867
4,622,162	4,622,162
119,673	119,673
2,067,608	2,067,608
214,415	214,415
342,329	342,329
1,455,109	1,455,109
4,079,461	4,079,461
1,830,290	1,830,290
142,795	142,795
142,795	142,795
39,480	39,480
821,692	821,692
23,870	23,870
2,858,127	2,858,127
821,692	821,692

を

に訂正する。

政治団体の収支報告書の要旨の平成25年分(1)政党の支部の(イ)寄附の内訳の表中

青森県第二地区 市民図書 機軸地区支部	団体	(株)ウチナミ	300,000	東京都
		(株)ヤマコ	120,000	八戸市
		(株)福島漁業	120,000	八戸市

を

青森県第二地区 市民図書 機軸地区支部	団体	(株)ウチナミ	300,000	東京都
		(株)福島漁業	120,000	八戸市

に訂正する。

## 人 事 委 員 会

人事委員会規則一四 (一) (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月八日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一四 (一) (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 (一) (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「副参事」の下に「事務管理」を加え、「事務管理、人事、給与」を「人事、給与」に改め、「法規」及び「教育長」を削り、

清掃事業所	所長、課長、清 掃管理課主幹、清 掃場長	を	青森市清掃工 場長	に、
-------	----------------------------	---	-----------	----

「局長、次長」を「事務局長、次長」に、

市民図書 センター	館長	を	市民図書	館長	に、
	所長				

改め、同表弘前市の項中「理事」を「法務指導監、理事」に、「法務指導監、課長補佐」を「副所長、課長補佐」に、「事務管理、人事、法規」を「人事、法規」に改め、「庁舎管理担当」の下に、「総括主幹(秘書、事務管理、人事担当)」を加え、「主幹(秘書、事務管理、人事)」を「主幹(法規、勤務条件)」に、「(人事、法規)」を「(勤務条件)」に、「法規、職員団体、勤務条件」を「人事、法規、職員団体」に改め、「教育長、」を削り、

中央公民館	館長	中央公民館	館長(中央公民館岩木館及び中央公民館相馬館に置くものを除く。)
-------	----	-------	---------------------------------

改め、同表八戸市の項中「行政改革グループリーダー、法規グループリーダー、庁舎管理グループリーダー、秘書グループリーダー」を「法規グループリーダー、庁舎管理グループリーダー、秘書グループリーダー、行政改革グループリーダー」に改め、「勤務条件」を削り、「職員団体」を「人事、職員団体、勤務条件」に改め、「教育長、」を削り、

出先機関	南郷区役所	農業委員会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局	事務局長
出先機関	南郷区役所	南郷事務所	監査委員事務局	事務局長	事務局長

改め、「学院長、」を削り、同表黒石市の項中「部長、課長」を「部長、政策連携推進監、課長」に改め、「行政財政改革推進係長」及び「教育長、」を削り、「所長、理事」を「所長」に改め、同表五所川原市の項中「理事、課長、室長(課に置く室に置くものを除く。)」を「課長」に、「予算、庁舎管理」を「庁舎管理、予算」に、「財政係長、管財係長」を「管財係長、財政係長」に改め、「教育長、」を削り、同表十和田市の項中「理事」を削り、「人事、秘書」を「人事」に、「行政改革推進係長、法制文書係長」を「行政総務係長」に改め、「教育長、」を削り、同表三沢市

の項中「法規係長」を「文書法規係長」に改め、「教育長、」を削り、同表むつ市の項中「室長、主幹(法規、人事、事務管理、秘書)」を「総括主幹(法規、人事担当)、主幹(事務管理)」に、「人事、予算担当、主査(予算担当)」を「人事、秘書、予算担当」に改め、「教育長、」を削り、同表つがる市の項中「室長」の下に、「(課に置く室に置くものを除く。)」を加え、「教育長、」を削り、同表平川市の項中「教育長、」を削り、同表平内町の項中「防災管理監」を削り、「人事担当」の下に、「企画政策課課長補佐(事務管理担当)」を加え、

出先機関	病院	教育委員事務局	教育長、課長
出先機関	診療所	教育委員事務局	課長

改め、同表今別町の項中

出先機関	農業委員会事務局	教育委員事務局	教育長、課長
出先機関	診療所	教育委員事務局	課長

改め、同表蓬田村の項中「教育長、」を削り、同表外ヶ浜町の項中「総務課調整監」を「総務課課長補佐」に改め、「教育長、」を削り、同表深浦町の項中「企画財政課課長補佐」を「財政課課長補佐」に、

出先機関	診療所	支所	農業委員会事務局	教育委員事務局	教育長、課長
出先機関	診療所	支所	農業委員会事務局	教育委員事務局	教育長、課長

改め、同表鱒ヶ沢町の項中「総務課副参事(人事担当)」を「室長」に改め、「教育長、」を削り、

出先 機関	農業委員 会事務局	事務局長
保育所	所長	

改め、同表西目屋村の項中

を  
農業委員  
会事務局  
事務局長  
に

教育委員 会事務局	長 教育長、課
農業委員 会事務局	事務局長

改め、同表藤崎町の項中「総務課課長補佐」を「室長、総務課課長補佐」に改め、「教育長、」を削り、

を  
教育委員  
会事務局  
課長  
に

選挙管理 委員会 事務局	事務局長
農業委員 会事務局	事務局長

改め、同表大鰐町の項中「総務課課長補佐」を「総務課副参事」に改め、「教育長、」を削り、同表田舎館村の項中「教育長、」を削り、同表板柳町の項中「教育長、」を削り、同表鶴田町の項中「教育長、」を削り、同表中泊町の項中「教育長、」を削り、同表野辺地町の項中「総務課課長補佐」を「総務課課長補佐」に、

を  
選挙管理  
委員会  
事務局  
事務局長  
に

教育委員 会事務局	長 教育長、課
選挙管理 委員会 事務局	事務局長

改め、同表七戸町の項中「教育長、」を削り、

を  
教育委員  
会事務局  
課長  
に

出先 機関	支所	支所長、課
児童館	館長	

を  
出先  
機関  
支所  
支所長、課  
に

改め、同表六戸町の項中「教育長、」を削り、同表横浜町の項中「教育長、」を削り、同表東北町の項中「総務課副参事」を「総務課調整監、総務課副参事」に改め、「教育長、」を削り、同表六ヶ所村の項中「総務課総括課長補佐、財政課課長補佐(予算)」を「財政課総括課長補佐、総務課課長補佐(人事)」に改め、「教育長、」を削り、

診療所	所長
-----	----

こども園	園長
保健相談 センター	所長
千歳平診 療所	所長

に

改め、同表おいらせ町の項中「教育長、」を削り、同表大間町の項中「課長、総務課副参事」を「総括参事、課長、総務課課長補佐」に、

教育委員 会事務局	長 教育長、課
農業委員 会事務局	事務局長

を  
教育委員  
会事務局  
課長  
に

改め、同表東通村の項中「教育長、」を削り、同表風間浦村の項中「教育長、」を削り、同表佐井村の項中「副参事(人事担当)」を削り、

教育委員 会事務局	長 教育長、課
農業委員 会事務局	事務局長

を  
教育委員  
会事務局  
課長  
に

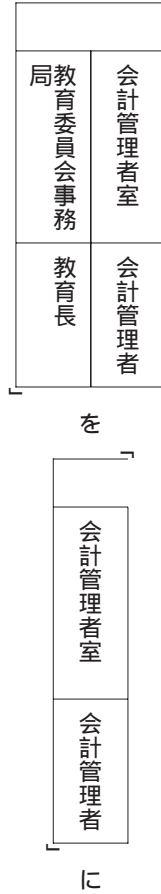
改め、同表三戸町の項中「教育長、」を削り、「院長」の下に「院長代理」を加え、同表五戸町の項中「教育長、」を削り、同表田子町の項中

教育委員 会事務局	長 教育長、課
選挙管理 委員会 事務局	事務局長

を  
教育委員  
会事務局  
課長  
に

改め、同表南部町の項中「教育長、」を削り、「病院」を「医療センター」に改め、同表階上町の項中「教育長、」を削り、同表新郷村の項中「教育長、」を削り、同表

一部事務組合下北医療センターの項中「事務局長、総務担当総括主幹」を「総務担当総括主幹」に、「所長、事務長」の下に、「事務次長（川内診療所に置くものに限る。）」を加え、同表中部上北広域事業組合の項中「教育長、」を削り、同表上北地方教育・福祉事務組合の項中



改め、同表十和田地域広域事務組合の項中「教育長、」及び「給食センター所長」を削り、同表青森地域広域事務組合の項中「広域振興室長」を「総務課長」に改め、同表北部上北広域事務組合の項中「総務企画グループリーダー」を削り、同表つがる西北五広域連合の項中「事務局長」の下に「総務課長」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職する教育長については、改正後の人事委員会規則一四（一）（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）別表第一の規定（委託地方公共団体の教育委員会事務局の教育長に係る部分に限る。）の規定は適用せず、改正前の人事委員会規則一四（一）（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）別表第一の規定（委託地方公共団体の教育委員会事務局の教育長に係る部分に限る。）は、なおその効力を有する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭